

②

地域包括支援センターの委託期間について（案）

平成23年9月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉課

## 地域包括支援センターの委託期間について（案）

- 段階的に増設したことにより、同一区内でも圏域ごとに公募年度が異なる。  
→圏域設定の再調整が必要になっても、同一区内の包括支援センターの委託期間にずれがあると調整できない。



委託期間は原則3年であるが、圏域によっては経過的に4年・5年の委託期間とし、同一区内の公募年度を統一していく。統一された後の委託期間は一律4年とする。

これにより、区内全地域包括支援センターの公募年度が統一され、区を一つの単位として選定することで、区全体の地域包括のあり方・方向性に沿った、よりレベルの高い法人選定を行うことができる。

例1（委託期間3年）

区	包括	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A区	①				公募			公募			公募
	②			公募			公募			延長⇒	公募
	③		公募			公募			延長⇒	延長⇒	公募

以降、委託期間は4年

例2（委託期間4年）

区	包括	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
B区	①	公募			公募			延長⇒	公募			公募
	②		公募			公募			公募			公募
	③			公募			公募			延長⇒	延長⇒	公募

以降、委託期間は4年

例3（委託期間5年）

区	包括	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
C区	①	公募			公募			延長⇒	延長⇒	公募
	②	公募			公募			延長⇒	延長⇒	公募
	③			公募			公募			公募

以降、委託期間は4年